

『ブラジルの冬の風物詩「フェスタ・ジュニーナ」』



長浜市国際交流員
ソランジェ

皆さん、こんにちは！

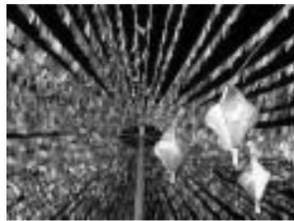
6月になるとブラジルの伝統的な祭りを思い出します。その祭りはフェスタ・ジュニーナ（六月祭り）です。ブラジルの5割以上はキリスト教徒であるため、キリスト教の聖人、聖ヨハネ（聖ジョアン）を中心に、人気のある聖アントニオと聖ペドロを合わせて、6月の祭りとして聖人の日を祝います。

フェスタ・ジュニーナはブラジルの農村文化の風習を集約させたもので、会場は色つきの小旗や紙風船で飾られ、屋外では大きな焚き火をする場合もあります。フェスタの服装はカイピーラという田舎風のスタイルが定番です。クアドリーリャというフォークダンスを踊り、途中で、仮装したカップルが結婚

式の寸劇を行います。

この祭りの料理はトウモロコシで作られたケーキやプリン、焼いたり茹でたトウモロコシ、パモニーヤというトウモロコシ粉を蒸かしたもののほか、落花生料理やサツマイモ料理など素朴な伝統料理が並びます。飲み物はケンタウン（しょうがを加えたホットワイン）とヴィニョ・ケンチ（みじん切りのりんごを加えたホットワイン）で、温まる食べ物や飲み物が振舞われます。

夏のカーニバルと並んでブラジル全土で盛大に盛り上がる冬の風物詩といえるお祭りです。



▲フェスタ・ジュニーナの飾り

☆ワンポイントポルトガル語講座☆

サント Santo → 聖人 [san] を強く発音

☎市民協働推進課 (☎65-8711)



「地域おこし協力隊」 隊員募集しています

☎北部振興局地域振興課 (☎82-5900)

人口減少や高齢化等が著しく進行する市内北部地域を活性化するため、都市から本市へ移り住み、地域おこし活動を実施する人材を募集しています。詳しくは担当課もしくは市ホームページで。

- 【募集内容・人数】
- ・余呉湖周辺の地域資源や既存施設を利用した地域おこし活動 1人
 - ・廃校や既存施設を利用した芸術による地域おこし活動 1人
 - ・自伐型林業の実践と普及に取り組む活動 3人



募集ページ

【締切り】6月12日（金）



夏まつり行事等を募金で応援しよう

☎長浜ふるさとまつり市民の会事務局 (☎65-6521)

長浜ふるさとまつり市民の会（会長：榎山一芳市連合自治会長）では、市内各地で行われている市民主体の夏まつり等を応援するため、自治会を通じて募金の協力をお願いしています。寄せられた募金は、各イベントの開催費の一部に活用します。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

●長浜ふるさとまつり市民の会とは…

7月～10月に、市内各地で行われる夏祭りなどのイベントを全市をあげて盛りあげPRしていきこうと、市連合自治会、各観光協会、商工会議所、各商工会等で結成された市民団体です。



湖大花火大会の様子

《対象のまつり》

7月18日(土)	長浜ゆかたまつり (長浜地域)
日程調整中	夕涼み横丁 (木之本地域)
7月20日(月・祝)	水とロマンの祭典 (湖北地域)
7月26日(日)	水の駅夏まつり (西浅井地域)
7月31日(金)	かわそサマーフェスティバル (余呉地域)
8月2日(日)	観音の里たかつきふるさとまつり (高月地域)
8月5日(水)	長浜・北びわ湖大花火大会 (長浜地域)
8月22日(土)～25日(火)	ふるさと夏まつり (木之本地域)
8月25日(火)	長浜・木之本大花火大会 (木之本地域)
9月5日(土)	長浜・あざいあつぱれ祭り2015 (浅井地域)
9月26日(土)	長浜ロードトレイン祭inBIWA (びわ地域)
10月4日(日)	小谷城戦国まつり (湖北地域)
10月12日(月・祝)	大道芸フェスタin虎御前 (虎姫地域)



避難支援・見守り支えあい制度 ～地域で支える避難支援と日ごろの見守り～

☎高齢福祉介護課(☎65-7789)、社会福祉課(☎65-6536)

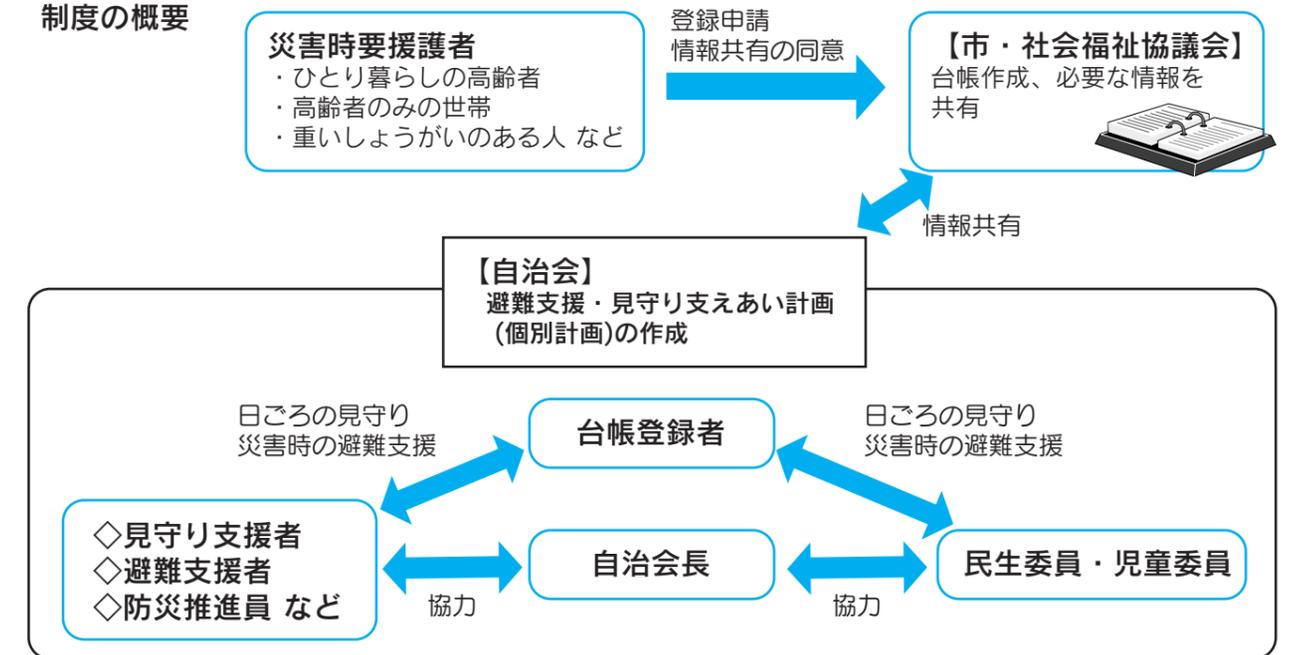
「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる！

阪神淡路大震災以降多発する大きな災害や東日本大震災による被害の状況を目の当たりにして、誰もが地域住民同士のつながりや、絆づくりの大切さを再確認したところです。

特にお年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保にあたって、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」があることは、大変重要です。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、身近な自治会組織が主体となった体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などからの申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくとともに、社会福祉協議会・市が必要な情報を共有するものです。

制度の概要



制度への登録のご案内

登録はいつでも受け付けています。自治会長や民生委員・児童委員、市（高齢福祉介護課）、社会福祉協議会（地域福祉課）などにご相談ください。

申請にあたっては、「申請書」と「個人情報の取扱いに係る同意書」を次の窓口まで提出してください。記入用紙は各窓口にあります。また希望者には、申請書・同意書を郵送しますので、高齢福祉介護課までご連絡ください。

【提出先】 高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、北部振興局福祉生活課、各支所、社会福祉協議会（各支所含む）

◎登録の対象となる人は？

ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人です。

◎登録するとどうなるの？

この制度では、申請にもとづき登録者の支援に必要な情報をまとめた「個別計画」を自治会が作成し、その情報を自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者、警察・消防機関、社会福祉協議会、市などが共有するため、登録希望者には、情報共有について同意いただくことが前提となります。

※すでに登録している人、自治会や支援者の人は、個別計画の内容をご確認ください。変更などがありましたらご連絡ください。（登録情報を更新します）

出前講座をご利用ください

「避難支援・見守り支えあい制度」をテーマにした出前講座の申込みを受け付けています。制度の内容や個別計画の作成について説明します。問合せ・申込みは社会福祉課まで。